

○国土交通省告示第三百七十九号

測量法施行規則（昭和二十四年建設省令第十六号）別表第十三財務事項一覽表記載要領2及び完成測量原価報告書記載要領2の規定に基づき、測量法施行規則別表第十三の国土交通大臣が定める勘定科目の分類を定める件（平成十九年国土交通省告示第二百十五号）の全部を改正する告示を次のように定める。

令和二年三月十八日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

測量法施行規則別表第十三の国土交通大臣が定める勘定科目の分類を定める件

測量法施行規則（昭和二十四年建設省令第十六号）別表第十三財務事項一覽表記載要領2及び完成測量原価報告書記載要領2の規定に基づき、勘定科目の分類を次のように定める。

財務事項一覽表

科	目	摘	拠
	[貸借対照表]		
Ⅲ	純資産		

資 本 金	会社法（平成18年法律第86号）第445条第1項及び第2項、第447条並びに第450条の規定によるもの
[損益計算書]	
I 売上高	
完成測量高	<p>工事進行基準により収益に計上する場合における期中出来高相当額及び工事完成基準により収益に計上する場合における最終総請負高（請負高の全部又は一部が確定しないものについては、見積計上による請負高）。ただし、税抜方式を採用する場合は取引に係る消費税額及び地方消費税額を除く。</p>
II 売上原価	
完成測量原価	完成測量高として計上したものに対応する測量原価
売上総利益	売上高から売上原価を控除した額

(売上総損失)	
III 販売費及び一般管理費	
営業利益	売上総利益 (売上総損失) から販売費及び一般管理費を控除した額
(営業損失)	
V 営業外費用	
経常利益	営業利益 (営業損失) に営業外収益の合計額と営業外費用の合計額を加減
(経常損失)	した額
VII 特別損失	
税引前当期純利益	経常利益 (経常損失) に特別利益の合計額と特別損失の合計額を加減した
(税引前当期純損失)	額
法人税等合計	次の法人税、住民税及び事業税と法人税等調整額を加減した額
法人税、住民税及	当該事業年度の税引前当期純利益に対する法人税等 (法人税、住民税及び

<p>び事業税</p> <p>法人税等調整額税</p> <p>当期純利益 (当期純損失)</p>	<p>利益に関する金額を課税標準として課される事業税をいう。以下同じ。)の額並びに法人税等の更正、決定等による納付税額並びに還付税額税効果会計の適用により計上される当該事業年度にかかる法人税、住民税及び事業税の調整額</p> <p>税引前当期純利益 (税引前当期純損失) から法人税等 合計を控除した額</p>
--	---

完 成 測 量 原 価 報 告 書

科 目	摘 要
<p>I 人 件 費</p> <p>給 料 手 当</p>	<p>役員 (使用人兼務分のみ)、従業員その他 (相談役、顧問等) に支払われる給料、諸手当及び賞与 (賞与引当金繰入額を含む。)</p>

退 職 金	役員及び従業員に対する退職金（退職給付引当金繰入額及び退職年金掛金を含む。）
法 定 福 利 費	健康保険、厚生年金保険、労働保険等の保険料の事業主負担額及び児童手当拠出金
通 勤 費	従業員の通勤定期代及び自転車等による通勤者に対して支払われる費用
雑 給	臨時雇用者等に支払われる賃金
II 外 注 費	
測 量 外 注 費	工種、工程別等の測量について、素材、半製品、製品等を作業とともに提供し、これを完成することを約する契約に基づく支払額
外 注 加 工 費	測量外注費以外の印刷製本、写真等支払額
III 材 料 費	測量のために直接購入した素材、半製品、製品等支払額及び材料貯蔵品勘定等から振り替えられた材料費（仮設材料の損耗額等を含む。）
IV 経 費	

福利厚生費	医療、慶弔見舞、貸与被服、慰安娯楽等厚生文化活動及び住宅、寮、保養所等の厚生施設に要する費用
旅費交通費	出張旅費（宿泊費、日当等を含む。）
機械等経費	直接作業部門で使用する機械等に要する費用
車両費	直接作業部門で使用する自動車に要する費用
通信運搬費	郵便、電信、電話等の料金及び貨物の輸送に要する費用
消耗品費	事務用消耗品類の購入費
備品費	事務用備品類の購入費
図書費	図書、資料、地図、新聞雑誌等の購入費
地代家賃	土地、社屋、事務所、現場宿舍、倉庫等の借地・借家料
水道光熱費	電気、ガス、水道、重油等の費用
修繕維持費	建物、機械、装置等の修繕維持費及び倉庫物品の管理費等
保険料	火災保険その他の損害保険料

賃借料	資機材、船舶等の使用料及び借上料並びに電子計算機、電子式卓上計算機等の借上料
交際費	得意先等の接待費、慶弔季節見舞品代等
会議費	諸会議に要する費用
租税公課	事業税、事業所税、不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占用料等の公課
運航関係費	空中写真撮影等に使用する航空機に要する費用
補償費	測量施工に伴う物件の毀損補償、瑕疵担保等に対する補償費
減価償却費	減価償却資産に対する償却額
雑費	他の経費科目のいずれにも属さない費用

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに決算期の到来した事業年度に係る書類については、なお従前の例によることができる。